

新しい生活様式に対応したビジネスモデル構築の トライアル(試行・検証)を支援します

公募期間を
延長
しました!

新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助金 (ビジネスモデルトライアル支援事業)のご案内

21あおもり産業総合支援センターでは、県内中小企業者等が、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため、新しい生活様式に対応したビジネスモデルを構築するためのトライアル(試行・検証)に必要な経費の一部を補助します。

令和2年7月21日から募集開始していますので、ご活用ください。

1. 対象となる事業

新しい生活様式に対応したビジネスモデルのトライアル(試行・検証)とそれに伴う広告

※試行・検証する新しいビジネスモデルに係るものに限り、(従来事業は対象外となります)

2. 対象となる事業者

青森県内に本社又は事業所を有している中小企業者(個人事業主を含む)、NPO法人、農事組合法人等

3. 事業実施期間

交付決定日から令和3年1月31日(日)まで

※令和2年5月25日(月)以降に開始し、証拠書類を確認できるものを含みます。

※補助対象となる借入れ費用等は上記期間内に限ることとし、当該費用の支払いまで上記期間内に完了する必要があります。

補助金の活用例は
裏面をご覧ください

4. 補助の対象となる経費と補助金額

補助率は補助対象経費の4分の3以内、補助上限額は100万円、補助下限額は30万円

経費区分	補助対象経費	補助率、上限・下限
リース・レンタル・賃借料	使用料及び賃借料 (設備、機械、工具、什器、車両、情報システム 端末等の借入れ)	補助対象経費の 3/4以内 上限100万円 下限30万円
広告経費	委託料、印刷費、運搬費、広告宣伝費 (チラシ、DM等の外注、発送、新聞・雑誌・ インターネット広告など) ※ただし、補助対象経費全体の1/3を上限とする	

5. 公募期間

令和2年7月21日(火) ~ **令和2年9月4日(金) 17時必着**

期限を2週間
延長しました

6. 申込方法

以下の書類をご用意の上、郵送又は持参にてご提出ください。

- (1) 交付申請書 1部 ※申請書は当センター補助金ホームページにあります。
- (2) 対象経費の見積書 1部 ※1件あたり50万円以上(税込)の場合は2社以上の見積書が必要
- (3) 会社の概要がわかる書類(パンフレット等) 1部
- (4) 直近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書など) 1部 ※創業まもない方はご相談ください。

7. 注意事項

- (1) 補助対象となる設備等の借入れに係る選定、見積依頼、契約等の手続きは補助事業者が自ら行うこととし、当センターで斡旋等を行いません。
- (2) **交付決定後から発生する経費が補助対象経費**になります。(令和2年5月25日(月)以降に事業を開始し、証拠書類を確認できるものを含みます)
- (3) **予算に達し次第締め切りとさせていただきます。**
- (4) 事業の採否は審査会による審査により決定します。

※ 詳しくは、「新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助金」ホームページをご覧ください。
<https://www.21aomori.or.jp/jyosei/new-business-model.html>

● 申請書送付先・お問い合わせ先

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 連携推進室

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

TEL: 017-777-4066

FAX: 017-721-2514

E-mail: jyoseikin@21aomori.or.jp

補助対象経費について

(リース・レンタル・賃借料)

ポイント

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた新たな生活様式に対応していること
- ・ これまで実施してこなかった新たな取組みであること
- ・ 単発で終わるイベント等でなく、持続可能なビジネスモデルであり、今後売上げにつながる見込みがあること
- ・ 新しい生活様式と直接関係のない通常の生産活動、業務効率化、取替え・更新等でないこと
- ・ 顧客に対する新しい商品、サービスの提供に繋がること
(企業内・事業所内で完結する業務改善等でないこと 例:テレワーク、リモート会議)
- ・ 専ら補助事業のために使用され、真に必要であり、効率的と認められること
- ・ 行政庁の許可等の必要な取組みを行う場合、許可等を受けている又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること
- ・ 衛生対策においては、業界団体毎に策定される「業種別の感染拡大予防ガイドライン」を基に判断

活用例

補助対象	補助対象外
商品の個包装のためのラッピング設備	商品開発費・研究開発費(材料費含む)
新たなサービス提供のための3Dプリンタ	外注費
検査装置、測定工具	
メインの設備への付属設備	
移動販売の専用車両、キッチンカー、冷蔵車	宅配代行サービス利用料
車両、荷台付きバイク、自転車、台車 (使用可能な自家用車両、事業用車両を既に所有する場合を除く)	
冷蔵・冷凍庫	企業内の食堂に係る設備
新たなビジネスを試行・検証するための新たな部屋の賃借(例:ダンススタジオ)	既に賃借中の部屋の使用料
オンライン商談用システムの専用端末(ディスプレイ、カメラ、モバイルPC、ヘッドフォン等)	既に導入済みのソフトウェアの更新料
有人での窓口対応・レジ対応から、無人で対応するための設備(セルフレジ、セルフオーダーシステム、券売機等)	社内用ビデオ会議システム、テレワークのための設備
体表温測定システム(サーマルカメラ)	
間仕切り、衝立、ショーケース、アクリル板	
高機能換気システム・空気清浄機(建物と一体になるものを除く)	
	借入れできないもの(消耗品等)
	店舗・施設の改装、改修工事費
	人件費
	賃貸による売上を目的とするもの
	既に所有している使用可能な設備等を使用しない場合